（競争契約に関する記録）
第20条　特定調達契約につき競争により落札者を決定したときは、次の各号に掲げる事項について記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管するものとする。
一　入札者及び開札に立ち会った者の氏名
二　入札者の申込みに係る価格
三　落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定理由
四　無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
五　第９条第２項の規定により通知した場合には、当該通知に関する事項
六　その他必要な事項（随意契約に関する記録）
（随意契約に関する記録）
第21条　特定調達契約につき随意契約によった場合は、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管するものとする。
（落札情報の公示）
第22条　特定調達契約につき、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、次の各号に掲げる事項をその日の翌日から起算して72日以内に、官報により公示しなければならない。
一　落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
二　契約を締結する者の氏名並びに機関名及び住所
三　落札者又は随意契約の相手方を決定した日
四　落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
五　落札金額又は随意契約に係る契約金額
六　契約の相手方を決定した手続
七　第10条の公告を行った日又は第11条の公示を行った日
八　随意契約による場合にはその理由
九　その他の必要な事項
（苦情の処理）
第23条　特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情、その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員を指定するものとする。
（特定調達契約に関する統計）
第24条　法人の長は、厚生労働大臣の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、厚生労働省へ送付するものとする。
（その他）
第25条　この規程に定めるもののほか、特定調達契約に関し必要な事項は、別に定めることができる。
附　則
１　この規程は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。
２　この規程は、この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

政府調達に関する協定に基づく公表

独立行政法人国際農林水産業研究センター契約事務取扱規程の特例を定める規程の一部を改正したので、政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき次のとおり公表する。
平成 26 年４月３日
独立行政法人
国際農林水産業研究センター
理事長　岩永　　勝
◎調達機関番号　538　◎所在地番号　08
独立行政法人国際農林水産業研究センター契約事務取扱規程の特例を定める規程
（趣旨）
第１条　この規程は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、独立行政法人国際農林水産業研究センター（以下「センター」という。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱に関し、独立行政法人国際農林水産業研究センター契約事務取扱規程（13国研セ第４―77号。以下「契約規程」という。）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第２条　略
⑴　略
⑵　特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書I日本国の付表６に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をいう。
⑶　調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。
⑷　略
（適用範囲）
第３条　この規程は、センターの締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価格を加えた額とし、その他の場合は、１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りではない。
⑴～⑶　略
⑷　特定役務のうち前２号以外の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
２　略
第４条　略
（一般競争の公告）
第５条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に官報により公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。
２　略
（一般競争について公告する事項）
第６条　略
⑴～⑹　略
⑺　契約規程第６条に定める資格の申請の時期及び場所
⑻～⑼　略
２　略
３　略
⑴　調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
⑵　入札期日又は契約規程第６条に定める資格の申請の時期
⑶　略
（指名競争の公示等）
第７条　略
２　略
３　略
４　前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。
⑴　一連の調達契約にあっては、前条第１項第６号に掲げる事項
⑵　契約の手続において使用する言語